

ベンガラ入り密粒度アスファルト混合物(13) ベンガラ入り細粒度アスファルト混合物(13) 特記仕様書

第1条 総則

1. 1 適用範囲

本特記仕様書は、名古屋市緑政土木局が所管する歩道及び軽交通（N1～N4交通）の車道について、ベンガラ入りアスファルト舗装に適用するものである。本特記仕様書に示されていない事項については、土木工事標準仕様書、設計図書に従うものとする。

1. 2 目的

歩道及び軽交通（N1～N4交通）車道の景観、車線の明確化、車両誘導性などを目的として、ベンガラ入りアスファルト舗装を実施するものである。

1. 3 その他

その他、不明事項については本市監督員と協議するものとする。

1. 4 アスファルト混合物の事前認定審査

アスファルト混合物事前認定審査制度の認定を受けた混合物については、「土木工事標準仕様書」及び「請負工事品質管理基準」による。

第2条 使用材料

2. 1 バインダー

本舗装に使用するアスファルトは、舗装用石油アスファルトとし、その品質規格は「土木工事標準仕様書」の規格に適合するものとする。

2. 2 骨材

使用する粗骨材、細骨材およびフィラーの品質は仕様書に準拠するが、特に粗骨材については均等質、清浄、強硬で耐久性があり、細長いまたは、扁平な石片、ごみ、泥、有機物などを含んではならない。

2. 3 顔料

顔料は、JIS K5109 に規定するベンガラ（酸化第二鉄；赤褐色）を使用するものとする。

第3条 アスファルト混合物

3. 1 配合設計

ベンガラ入り密粒度アスファルト混合物(13)は土木工事標準仕様書に規定する密粒度アスファルト混合物(13)の配合とし、JIS K5109 に規定するベンガラを混入（添加量 5～7%）する。ベンガラ入り細粒度アスファルト混合物(13)は土木工事標準仕様書に規定する細粒度アスファルト混合物(13)の配合とし、JIS K5109 に規定するベンガラを混入（添加量 5～8%）する。標準的な粒度範囲を表-1 に示す。加熱アスファルト混合物の粒度及びアスファルト量の決定に当たっては、配合設計を行い監督員の承諾を得なければならない。

配合が決定したときは、その決定に用いた資料と、設計バインダー量でのサンプルを製作し、本市監督員に提出して、承諾を得なければならない。

表-1 粒度範囲

| ふるい目 呼び寸法 | | 粒度範囲 | |
|--------------|--------|---------|---------|
| | | 密粒度(13) | 細粒度(13) |
| 通過百分率 (%) | 26.5mm | — | — |
| | 19.0mm | 100 | 100 |
| | 13.2mm | 95~100 | 95~100 |
| | 4.75mm | 55~70 | 65~80 |
| | 2.36mm | 35~50 | 50~65 |
| | 0.60mm | 18~30 | 25~40 |
| | 0.30mm | 10~21 | 12~27 |
| | 0.15mm | 6~16 | 8~20 |
| | 75μm | 4~8 | 4~10 |
| アスファルト量(%) | | 5~7 | 6~8 |
| ベンガラ添加量(%) | | 5~7 | 5~8 |

3.2 混合物の目標値

混合物の目標値を表-2に示す

表-2 混合物の目標値

| 項目 | 目標値 |
|---------------|--------|
| 空隙率(%) | 3~6 |
| 飽和度(%) | 70~85 |
| 安定度(kN) | 4.90以上 |
| フロー値(1/100cm) | 20~40 |
| マーシャル突固め回数 | 50 |

注) 試験方法は「舗装調査・試験法便覧」に準拠する

3.3 現場配合

室内配合の結果で決定した配合の混合物を使用する混合所にて試験練りを行い、マーシャル試験を実施しなければならない。

実施した結果、規格値を満足しない場合には、骨材粒度またはアスファルト量の修正を行わなくてはならない。

最終的な配合(現場配合)の決定にあたっては、本市監督員の承諾を得るものとする。

3.4 これまでに実績がある場合

これまでの実績とは、過去1年以内にプラントから生産され使用した実績又は定期試験によるもので、内容については土木工事標準仕様書による。

第4条 舗設

土木工事標準仕様書に準じて行うものとするが、舗設にあたっては、色彩を失うことのないよう、十分検討した作業標準で行わなければならない。

4.1 製造

混合物の製造において、土木工事標準仕様書に準じて行うものとするが、過加熱などに

より色彩を失うことのないよう温度管理に十分注意する。

4. 2 敷き均し・締固め

敷き均しおよび締固めにおいては、土木工事標準仕様書に準じて行うものとするが、色彩を損なわないよう、使用機械および器具をよく清掃しておき、仕上がり面を汚さないよう十分注意する。

以上